

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第21回定例会 報告

- テーマ：生物多様性の保全に関する国際動向について
- 話題提供者：日本エヌ・ユー・エス株式会社 北村 徹 氏
- コーディネータ：東京都市大学 環境情報学部教授 田中章氏
- 日時：平成 25 年 3 月 1 日（金）18:00～19:30
- 場所：東京都市大学 渋谷サテライトクラス
- 概要：

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity 以下、CBD）や絶滅の恐れのある野生動植物種の国際取引に関する条約（ワシントン条約：Convention on international Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora 以下、CITES）は、締約国間において様々な議論が行われている。この生物多様性の保全に関する国際的な動向について、日本エヌ・ユー・エス株式会社の北村徹氏に話題提供をいただいた。

定例会では、CBD や CITES 策定までの背景と条約の基本的な内容をご説明いただき、バラスト水管理条約における外来種対策、マグロ延縄業と CITES との関連、CITES の最新動向（平成 25 年 3 月開催予定）についてご紹介いただいた。

バラスト水管理条約ではコレラや大腸菌といった微生物についても管理の対象となること（バラスト水処理装置に厳しい基準が設けられる）、CITES の掲載種は IUCN 等が行っている科学的な絶滅危惧の評価に加え、種を掲載することで波及する産業への影響や国内外の保護団体の意向など、科学的な議論以外にも様々な政治的判断等が加味された上で決められること（掲載種は審議しても結論が出ない場合には、締約国の多数決で決められる）、マグロ延縄漁業にかかるサメ類については地域漁業管理機関においても規制がかけられていること、国際的には「生物（生物多様性）は人類が利用する対象である」という価値観が共有されていることなどをお伺いした。また、特に欧米諸国においては、FSC（Forest Stewardship Council）や MSC（Marine Stewardship Council）といったエコラベルの付いた商品の購買力が高いのは、このような「自然（生物）は人類が利用する有限な資源」という価値観が市民にも広く浸透しているためと考えられた。

講演後の意見交換では、①米国が CITES に加盟しているにも関わらず CBD には加盟しない理由、②米国がニホンウナギの CITES 掲載の提案を見送った理由、③IUCN と CITES との関連、④CITES 施行後の掲載種（規制対象種）の動向、⑤平成 25 年 3 月開催予定の CITES における我が国の課題、⑥事業者にも生物多様性保全を促すためのベネフィットや仕組みづくり、といった内容が討議された。

日本では、残念ながら、生物多様性からの恩恵やその価値についての認識は低い状況といえる。意見交換でも話題となったが、市民の意識が低い中では、エコラベルのように、事業者と消費者を生物保全の観点から直接的に結び付ける仕組みが機能することは難しく、市民の意識を上げるためには地道な啓蒙活動や議論の場が必要となる。

そのような状況下ではあるが、市民にとって、身近に自然と開発とのバランスを意識できるのが環境アセスメントである。アセスに携わる事業者や実務者は、一つの事業だけではなく、普及啓蒙や啓蒙活動といった将来的なプラス要素についても認識し、ステークホルダーとの係わりを持って行くことが大切だと感じた。

（レポーター：大日本コンサルタント株式会社 新井聖司）